

理 由 書

逗子市桜山五丁目において、逗子都市計画道路 3・4・1 号横須賀逗子線の都市計画変更に伴い、当該都市計画道路の道路端から 30m の距離を界線根拠とする区域について、用途地域の変更に併せて準防火地域の変更を行うものです。